# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書	

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、子ども・子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

### 評価実施機関名

四條畷市長

### 公表日

令和7年10月29日

# I 関連情報

1)事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	四條畷市は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づき、施設型給付を受ける保育施設の利用に係る教育・保育給付認定、利用者負担額の決定、利用調整、給付管理、保育料等収納管理等の事務を行なう。また、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、預かり保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用に係る施設等利用給付認定、給付管理事務を行なう。併せて、地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給事務を行う。法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。  ①教育・保育給付認定の申請受付及び当該申請に係る事実についての審査に関する事務②用者区分の認定に関する事務及び支給認定証交付に関する事務③保育の必要性に関する事項等の届出に関する事務 ④教育・保育給付認定(利用者区分の決定等)の変更、保育の必要性に関する事項の変更等に係る事務。⑤市外転出、支給要件非該当となった場合や申請内容に虚偽が判明した場合の認定取消に関する事務の保育施設等の施設利用者の負担額算定、徴収及び滞納管理に関する事務の確認に関する事務 ②特定子ども・子育て支援施設(認可外保育施設、一時預かり保育事業、預かり保育事業、病児保育等、の確認に関する事務 ②特定子ども・子育て支援施設(認可外保育施設、一時預かり保育事業、預かり保育事業、病児保育等業、ファミリー・サポート・センター事業の確認、施設等利用給付認定及び給付に関する事務 ②地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給に関する事務申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、子育て施設等利用給付システム、住基システム、税務情報システム、統合 宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請システム、電子申請システム
2. 特定個人情報フ	アイル名
産業では	
3. 個人番号の利用	
去令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の127の項
4. 情報提供ネットワ	ークシステムによる情報連携
〕実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号第2条別表の155の項

5. 評価実施機関における	5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	こども未来部 こども政策課						
②所属長の役職名	こども政策課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	打正•利用停止請求						
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	四條畷市 こども未来部 こども政策課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)						
9. 規則第9条第2項の適用	[	]適用した					

# Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

## 基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類	<b>須</b>					
く選択肢>							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワー	ークシステムを	通じた入手を除	: <b>(</b> 。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ +分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[ ]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ +分で	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供:	ネットワークシス	くテムを通じた提供	せを除く。)	[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分で	である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接	続しない(入手)	[ 〇 ]接続しない(提供)		

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である
				3) 課題が残されている
				<選択肢>
不正な提供が行われるリスク	Г		1	1) 特に力を入れている
への対策は十分か	L		,	2) 十分である
				3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・シ	肖去			
サウターはおみとことは				<選択肢>
特定個人情報の漏えい・滅  失・毀損リスクへの対策は十	Г	十分である	1	1) 特に力を入れている
分か	-		-	2) 十分である
				3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業				[ ]人手を介在させる作業はない
				<選択肢>
人為的ミスが発生するリスク	[ 十分である	1	1) 特に力を入れている	
への対策は十分か		-	2) 十分である	
	フィナン	バニ利田車数にむけ	ナスフィナン	3)課題が残されている バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者から
判断の根拠				7ハー豆球事務に保る傾断的なガイドラインに使い、申請有から 記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。
9. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査    [  ]外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>			
				<選択肢>
   従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	1	1)特に力を入れて行っている	
1000 HILL 17 O WILL HOU		-	2) 十分に行っている	
				3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全項	目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によってイ</li><li>4) 委託先における不正な信</li><li>5) 不正な提供・移転が行わ</li><li>6) 情報提供ネットワークシ</li></ul>	るリスクへの対策  孫に必要のない情報と  下正に使用されるリスクで  使用等のリスクへの対策で  つれるリスクへの対策で  ステムを通じて目的外で ステムを通じて不正な打 ・滅失・毀損リスクへの	この紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 を に託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 是供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	四條畷市情報セキュリティポリシ 術的安全管理措置を講じ、適切		威失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技 いる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関係情報 5評価実施機関における担当 部署 ②所属長	子ども政策課長 藤岡 靖幸	子ども政策課長 溝口 直幸	事後	人事異動
	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月25日	平成29年2月1日	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数	平成27年5月25日	平成29年2月1日	事後	
平成30年12月28日	I 関係情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要		申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	マイナポータル本格運用開始による
平成30年12月28日	I 関係情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康福祉部 子ども室	子ども未来部	事後	人事異動
平成30年12月28日	I 関係情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 子ども室	子ども未来部	事後	人事異動
令和1年6月24日	I 関係情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	子ども政策課長 溝口 直行	子ども政策課長	事後	人事異動
	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日	平成31年4月1日	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日	平成31年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	  Ⅳリスク対策 全項目 			事後	様式変更
令和1年10月1日	I 関係情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	法律第65号。以下「法」という。)に基づき、教育・保育給付を必要とする児童の支給認定、、保育所等の施設を利用する支給認定児童の質給認定児童の変給認定児童の質問題の関連、利用者負担額の算定・徴収及び施設型給付費の支給を行っている。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)に基取り扱う。 ①支給認定(利用者区分等の決定等)の申請に関する事務②利用者区分の認定に関する事務②利用者区分の認定に関する事務②和主に関する事務②の必要性に関する事項等の届出に更更、保務の必要性に関対の変更等のの変更をの必要性に関する事項の変更なの変にので、場下の必要性に関する事項のの変更なので、場下の必要性に関する事項のの変更なので、場下の必要性に関する事項のの変更なので、場下の必要性に関する事務の必要性に関する事項のの変更なので、場下の必要性に関する事項のの変更なので、場下の必要性に関する事務のが、対策を対した場では関する事務のが、対策を対した場では、対策を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	に係る事務 ⑤市外転出、支給要件非該当となった場合や 申請内容に虚偽が判明した場合の認定取消に 関する事務 ⑥保育施設等の施設利用者の負担額算定、徴 収及び滞納管理に関する事務	事前	幼児教育・保育の無償化に伴う法改正及び事務内容変更
1	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月8日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月8日	IVリスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査 〇	自己点検 〇	事後	
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称		子ども子育て支援システム、子育て施設等利用 給付システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二の116の 項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の116の 項	事後	番号法改正(令和3年9月1日 施行)に伴う号ズレを修正
令和5年9月29日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要		(8)特定子ども・子育て支援施設(認可外保育施設、一時預かり保育事業、預かり保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業)の確認、施設等利用給付認定及び給付に関する事務 (9)地域子ども・子育て支援事業のうち、実費徴収に係る補足給付事業の給付の支給に関する事務		
令和5年9月29日	扱つ事務  ③システムの名称	子ども子育て支援システム、子育て施設等利用 給付システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、子育て施設等利用 給付システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービ ス検索・電子申請システム、電子申請システム	事後	
	5.評価実施機関における担当 部署	子ども未来部 子ども政策課	こども未来部 こども政策課	事後	
	5.評価実施機関における担当 部署	子ども政策課長	こども政策課長	事後	
令和6年7月24日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども未来部 子ども政策課	こども未来部 こども政策課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法第9条第1項及び別表の127の項	事後	
令和6年7月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の116の項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号) 第2条別表の155の項	事後	
令和7年10月29日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事前	
	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事前	
令和7年10月29日	IVリスク対策 8.人手を介入させる作業	なし	項目の追加	事前	様式変更
	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えらえる対策	なし	項目の追加	事前	様式変更